

放射線審議会 第142回総会

議事録

1. 日 時 平成30年9月28日(金) 10:00～11:58

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室A

(東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル13階)

3. 出席者

委員

上 蓑 義 朋 独立行政法人 理化学研究所

仁科加速器研究センター 研究嘱託

大 野 和 子 学校法人 京都医療科学大学 医療科学部

放射線技術学科 教授

小 田 啓 二 国立大学法人 神戸大学 副学長(研究推進担当)

大学院海事科学研究科 海洋安全システム科学講座 教授

甲 斐 倫 明 公立大学法人 大分県立看護科学大学 看護学部人間科学講座 教授

神 谷 研 二 国立大学法人 広島大学 副学長(復興支援・被ばく医療担当)

公立大学法人 福島県立医科大学 副学長(業務担当)

唐 澤 久 美 子 学校法人 東京女子医科大学 理事 医学部長

医学部 放射線腫瘍学講座 教授

神 田 玲 子 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センター センター長

岸 本 充 生 国立大学法人 大阪大学

データバリティフロンティア機構 ビッグデータ社会技術部門 教授

二 ッ 川 章 二 公益社団法人 日本アイソトープ協会 常務理事

松 田 尚 樹 国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授

横 山 須 美 学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学 医療科学部 准教授

吉 田 浩 子 国立大学法人 東北大学大学院 薬学研究科

ラジオアイソトープ研究教育センター 准教授

原子力規制庁

片山 啓 核物質・放射線総括審議官

佐藤 暁 放射線防護企画課長

佐藤 直己 放射線防護企画課課長補佐

4. 議 題

- 1) 「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況について
- 2) 東電福島第一原発事故に関連して策定された放射線防護の基準のフォローアップについて
- 3) その他

5. 配布資料

- 142-1号 「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況について
- 142-2号 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について（案）
- 142-3号 第140回総会資料140-3号別紙の修正について
- 参考資料 1 放射線審議会委員名簿
- 参考資料 2 放射線審議会 第141回総会議事録

議事

○神谷会長 定刻になりましたので、放射線審議会第142回総会を開催いたします。

まずは、事務局から定足数の確認をお願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 放射線審議会の総会は、放射線審議会令第3条の規定に基づきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないこととされております。本日は委員13名のうち12名の方に御出席いただいておりますので、定足数を満たしておるということでございます。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 それでは、資料の確認でございます。配付資料は142-1号、2号、3号と参考資料が2種類です。142-1号というのは、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況、これはA3の1枚紙でございます。続いて142-2号ですけれども、こちらは1F事故を踏まえた緊急被ばく状況、現存被ばく状況における放射線障害防止に係る技術的基準の策定の考え方について、こちら19ページまでありますので、御確認ください。そして、続いて142-3号ですけれども、第140回総会資料、140-3号別紙の修正について、こちら1枚紙でございます。

あと、参考資料は名簿と、前回の議事録という2種類でございます。

資料の不足等がございましたら、事務局にお申し出ください。

それで、委員の皆様方にはいつものことですが、座席に常備資料としてハードファイルにICRPの勧告などの資料を準備させていただいているところでございます。

以上であります。

○神谷会長 ありがとうございます。

資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは早速、議題1のほうに入らせていただきます。

議題1は、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」という意見具申をしたわけではありますが、それを踏まえた関係省庁における検討状況についてであります。今年3月に眼の水晶体の放射線防護の在り方について関係省庁に対して意見具申をしたところではありますが、関係省庁における検討状況について、事務局から報告していただきたいと思っております。

○佐藤放射線防護企画課長 142-1号の資料を御覧いただきたいと思っております。こちらに関係省庁の対応状況、検討状況について、1枚でまとめております。

まず一番左側の欄ですけれども、行政機関として、この眼の水晶体に係る放射線防護の規制を行っているところが全部で六つの行政機関がございます。それで、その次の横の法令ですけれども、これらの法令に基づきまして、水晶体の被ばく限度を定めているということでございます。

続いての欄が、放射線審議会ではなくて、各行政機関が独自に検討を行うかというようなことの欄でございます。検討を行うという場合でも、任意と必須というものがございま

す。必須で行うものについては、基本的に各行政機関が所管する法令に基づいて意見を聞くこと等の記載に基づいて実施しているところがございますし、そういった独自の検討を行わないようなところは、いわゆる意見具申を踏まえたものを直ちに取り入れるというような対応ということにも聞いてございます。

それで検討状況については、それぞれそういった独自の検討を行うところについてもおおむね33年3月までに諮るために、いろいろと予定をしているということで、また、想定される論点につきましては、特に厚生労働省の電離放射線障害防止規則の欄を見ていただくとわかりますけれども、四つの項目があるわけですが、基本的には放射線審議会が3月に意見具申した内容を、もう一度おさらいをするというようなことかと思えます。

それでその次に、そうしたものを踏まえて、放射線審議会の諮問時期をいつ考えているかということですが、未定の部分もございますが、おおむね31年度中に諮問を予定しているということ。それで、それを踏まえて公布というのもありますし、最後一番右の欄、施行でございますが、こちらについては未定もございますが、多くは平成33年4月ということで、いわゆる5年100mSvの次の始まりの時期がこの時期になりますので、その時期に合わせて施行するというようなことで、現在関係省庁においてはこのような形で検討は進んでいるところがございますので、事務局としてはまた引き続きフォローしていきたいというふうに考えております。

御説明は以上であります。

○神谷会長 ありがとうございます。

この件について委員の先生方から御意見等、ありましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。横山委員。

○横山委員 横山です。このように資料を取りまとめていただきましてありがとうございます。

一番大きなところは、やはり厚労省の電離則、それから原子力規制委員会のRI法と炉規法に関係するところとは思うんですけども、厚労省の場合には既にどういうことを検討するという具体的なことを挙げていただいていますけれども、このような部会でなされた議論が重複というか、また同じ議論がなされないように、ぜひとも行政機関の間でよく調整をしておいていただきたいということと。

それから、皆さん起算で次の5年間を目指して法令のほう、改正いただいているということで、事業者の皆さんは、これから法令改正がなされてから準備期間というのが必要に

なるかと思しますので、円滑に進めていただければと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ吉田委員。

○吉田委員 この放射線審議会の方針の一つとして、斉一化を図るということがあったと思いますけれども、この斉一化に関しては、どういったような流れで情報を交換して図るというふうにお考えでしょうか。

○神谷会長 事務局お願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 そもそもが今年3月に意見具申した内容が、まさにある意味統一をとった形で意見具申しておりますので、基本的に放射線審議会の意見具申の内容を踏まえた形で諮問していただくことになれば、これはおのずと予定調和のごとく、そういった技術の斉一化を図れることになっているというふうに事務方も考えておりますし、関係省庁の連絡会においても、その考え方は現時点では共有できております。

○神谷会長 ありがとうございます。

吉田委員、そういうことでよろしゅうございますか。

ほかに御意見。

大野委員。

○大野委員 大野です。

お伺いしたいんですけれども、この内容を検討していくに当たって、計測方法というのが一番問題になってくるんじゃないかと思うんですけれども、計測評価の方法に関して統一的なことをどういう形で進めていくかというようなこと、事務局のほうでお考えがあれば教えていただきたいと思えます。

○神谷会長 それでは事務局、お願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 こちらは意見具申した内容の報告書をまた御覧いただければと思いますけれども、当然放射線審議会が昨年部会を設置して議論いただいたときには、そうした計測法についても議論させていただいたところがございますので、できるだけ現場でも対応できるような形での測定とか計測、ただ、実用量の扱いについても、今現時点でできる範囲での対応ということを、実際に意見具申の内容の報告書にはまとめてございますので、そうしたものに沿ってまた対応いただけると。

部会のほうでは、そうした現場の対応の裕度というか、可否というか、そうしたものも

考慮した上で、そうした測定時期や測定の方法、時期についても記載してございますので、それを踏まえてやっていただければ、今問題ないのではないかというふうに事務局としては考えているところです。

○神谷会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

ほかに。

横山委員。

○横山委員 今のことで追加なんですけれども、運用という意味では、部会の報告書だけでは十分でない部分というのがあるかと思えますけれども、それに関しては今安全研究を行っておりますので、そこで提案をしていこうというようなことを考えています。

それだけでは、やはり皆さんが使いにくいということであれば、ガイドライン化というのを、多分こういう場ではなくて、学会等で行っていくということになっていくかと思えます。

○神谷会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

松田委員。

○松田委員 やはり計測法に関しましては、方法は一応ある程度コンセンサスはできると思いますが、実際の準備状況がどうであるかというふうなところは、今後またこういった折に教えていただければというふうに思うことと、それから今回の考え方を発端として、随分いろんなところで実際に測定するという研究も、まさに安全研究もそうですが、進んでいるというふうに理解しておりますので、そういった内容も、どこに広げるかというのは難しいかもしれませんが、できればこういう場で共有できればというふうに思います。お願いします。

○神谷会長 事務局お願いします。

○佐藤放射線防護企画課長 承知いたしました。今後もフォローしていきますので、そういった点も対応ができていのかどうかは、フォローしていきたいと思っています。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、甲斐委員。

○甲斐委員 せっかく審議会のメンバーの医療関係の先生もいらっしゃるの、今、特に

医学関係の、今日この動きに対してどのように受け止めているか、どのような動きをつくっているかというの、もし御紹介いただければ、やはりこの問題は医療に関して大きな影響を与えるのかなと思っておりますので、いかがなのでしょう。

○神谷会長 ありがとうございます。

医療関係の先生、いかがでございましょうか。

それでは、大野先生。

○大野委員 ありがとうございます。

医療関係におきましては、日本医学放射線学会の中でこの秋、もう来月ですけれども、放射線安全委員会のほうでこの件について検討を進める予定になっております。

それから非常に関心が高い学会が多いものですから、実際にはガイドラインをつくろうという方向で、大筋がまとまりつつありますので、これまで放射線にほぼ防護ということに関与をしてこなかったという大変失礼ですけれども、診療が優先になっていたような診療科も複数お入りいただける予定になっておりますので、関心は高いと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

こういう具申を契機に、医療関係者とか、直接関係する学会とか団体が、放射線防護に関して議論を進めていただけることは非常にありがたいことだと思っています。

ほかに追加の医療関係の情報、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに、これ以外で何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局は、先ほども松田委員からの御指摘もございましたが、引き続き各省庁での検討状況等をフォローアップしていただいて、適宜この総会のほうに報告していただきたいと思います。

それから今日、委員からたくさん意見をいただきましたので、関係省庁の連絡会等を通じまして、担当者にその旨を伝えていただきたいと思います。

○佐藤放射線防護企画課長 承知いたしました。

○神谷会長 ありがとうございます。

それでは、続いて議題2のほうに進めさせていただきます。

議題2は、東電福島第一原発事故に関して策定された放射線防護の基準のフォローアップについてであります。

福島の事故に関連して作成された基準のフォローアップについて、前回までの議論で食品に関する基準、それから空間線量と実効線量に関する基準を中心に整理していただくこ

とになっております。そして、今回の事故で得られた教訓として、それをまとめることになっておりました。

これらを踏まえた上で、今後、緊急被ばく状況と現存被ばく状況で、技術的な基準を策定するときのために、基本的考え方を補足するものとしてまとめるというように、今までの議論でなっております。

前回の議論を踏まえて、事務局が取りまとめた資料について資料142-2に基づいて説明をお願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 それでは、142-2号の資料を御覧ください。

まず一番上の1ページ目ですけれども、今回この資料をつくるに当たっての事務局による作業方針というのを枠で囲った形で示しております。すなわち、前回の事務局が御提出した資料の文言などを基本としつつ、前回委員の方から意見のあった内容を追記したというようなことを、これを基本として作業いたしました。

それです、1.というのが「はじめに」でございます。ここは最初に経緯というのをとおむね書きまして、その上で一番下のポツのところ、「本資料は」というところで、本資料の位置づけというようなことで、本資料は食品に関する基準及び空間線量と実効線量の関係を中心に整理した上で、今回の事故で得られた教訓として整理し、今後これらの状況で技術的基準を策定するときのために、基本的考え方を補完するものとして取りまとめた、そういう位置づけでございます。これはもう前回からのものです。

それで2ページ目をお開きいただいて、それ以降ですけれども、ここは少し丁寧に書き下すというようなことで、2.として、ここから基準に係る整理ということで、これも前回の資料でありましたけれども、事実関係を中心にまとめたものであります。

2.1.が食品に関する基準に係る整理ということで、(1)というので、いわゆる暫定規制値です。平成24年4月1日まで使われていた暫定規制値ということでもありますけれども、ここでは特に暫定規制値の数値基準について資料に基づいて書いているわけでございますけれども、なお、脚注として2ページの脚注1でありますけれども、計算過程とか根拠などの詳細については、「飲食物摂取制限に関する指標について」という文書がございますので、そちらを御覧いただきたいという旨も記載したところであります。

それで、続いて3ページをお開きいただきたいんですが、ここから下線を引いたところが出てきます。この下線を引いたところが、次の4ページをお開きいただきたいんですけれども、なぜ下線を引いたかという、ここについて事務局として新しく今回、事務局案

を記載させていただいたところでございます。

その理由としてということで4ページですけれども、前回の委員意見ということで、岸本委員から暫定規制値というのは1回きりの大きな放出で、自然減衰というのを考慮しているということ。他方で現行基準というものにおいては、こうした自然減衰というのを考慮していないというようなことを書いてはどうかということでございましたので、3ページにお戻りいただいて、この暫定規制値のところの記載でございますので、自然減衰も考慮して云々かんぬんと、計算過程では1回きりの大きな放出と仮定して、核種の自然減衰による物理的半減期が考慮されているというのを記載したわけでございます。

以下、このように委員から出されました意見を踏まえて追記したようなところを下線部でお知らせしております。

次には5ページをお開きいただきたいんですけれども、5ページは2か所、下線部がございます。1か所は、これ半減期の話ではございまして、ここは5ページの一番下の枠で書いていますけれども、岸本委員から、現行基準にはヨウ素は含まれていない旨を記載すべきという御意見ありました。そういうことで、5ページの上の部分の下線部では、半減期はそもそも8日間ということでありまして、いわゆる平成24年4月からの現行基準値というものについては、ヨウ素は規制の対象とされていないということ。

それと御意見として、これも先ほど御説明しましたけども、暫定規制値は1回きりの放出での自然減衰。現行基準ではそれとは違うということですので、これについても真ん中の二つ目の下線部ですね、「ここでは」で始まる部分ですけれども、「自然減衰による物理的半減期は考慮されていない。」ということを書きました。

それで、次に6ページでございます。6ページで(3)ということで、基準の運用ということでございます。この運用実態を明示的に書くべきという岸本委員の御意見を踏まえて、実際にこの基準を運用してどういった結果が得られたかというようなこと、いわゆる検査を実施した結果、どういったものが基準値を超過したものがあつたのかどうかというようなことを記載したところであります。

それとここの6ページでは、あと下の部分に脚注で、少しまた細かく書いているところがございます。

続いて8ページを御覧いただきたいんですけれども、8ページについては、こちらも基準の運用実態について記載してはどうかという岸本委員の御意見を踏まえまして、8ページの(2)で基準の運用というものを記載させていただいております。

それで、続いては10ページを御覧いただきたいんですけども、次10ページです。10ページは、この辺りの記載は食品ではなくて、今度は空間線量と実効線量の関係ということではありますけれども、こうした実態を踏まえた分析というのが、ないのかと。外部被ばくに関する想定された空間線量率と実際の個人線量のかい離に関するですね。これにつきまして、ここの下線部のところで書かせていただいたところがございます。ここが、国と4市勉強会中間報告というのがありますけれども、御紹介した中の一例の中での報告書の中に、かい離したと思われる理由について4点ほど書いておりますので、それをそのまま書き抜くような形で、鍵括弧で記載したところがございます。

それで、続いて14ページをお開きいただいて、14ページからはまた新しい章立てになっております。14ページからは前回までの資料のそういった実際の状況、実態がどうであったかというものを踏まえて、3.として今回、技術的基準を策定する際の教訓というものを書き記しました。

まず最初に(1)ということで、数値基準のもととなった仮定・シナリオに対する正しい理解の重要性ということでございます。まず最初のポツとして、ここでは防護の基本的考え方から引用して、いわゆる現場で実務を効率的に行うためには、直接計測可能な量で数値基準を定めるという場合もあると。

ただその際に、政策立案者は基準の位置づけや導出過程を明確にして根拠を示す必要があるという、この基本的考え方を記載した上で、次のポツで「例えば」ということで、食品に関する暫定規制値においては、その位置づけということですが、緊急時における防護方策として取られるべき飲食物の摂取制限措置を導入するかどうかの目安となるもの。その数値というものについては、いわゆる1回の大きな放出により被ばくするというシナリオのもと、半減期を考慮したものになっていたというようなこと。こういった基準の位置づけ、導出過程を正しく理解し、対外的に示すことは重要であるということを書いて。

次のポツ、「また」で始まりますけど、ここは今度は空間線量と実効線量の関係で、汚染特措法に基づく汚染状況重点調査地域の要件というものについて、1時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ を上回る値が測定された場所が、あたかも危険であり除染されなければならないかの誤解が広がるなど、いわゆる「基準の一人歩き」というべき状況が生じたわけでございまして、したがって、次のポツですけれども、こうした数値基準が個人の線量の年間 1mSv 以下にすることを担保するために、この被ばくを低減するためのモニタリングを行う上での管

理指標、あるいは除染すべき区域を設定するための調査指標として導入されたものであります。

ただこうした「例えば」で御紹介したような「基準の一人歩き」というべき状態が生じると、まず、あたかも年間1mSvが安全と危険の境界であるといった誤解が生じたり、それだけではなくて、ある食品が1kg当たり100Bqを超えているから摂取してはいけないとか、あるいは、この物体の表面が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えているからさわってはいけないとか、いわゆる本来の基準の意図する目的とか根拠とはかけ離れた流用のされ方があって、結果として風評などによって、被災地の復旧や復興を阻害するおそれがあるということも考えなくてはならないということです。

したがいまして、まとめとして、事故が起きた当初、十分なデータがない中で、一定の仮定・シナリオを置いて技術的基準を策定することは当然の対応ではあるものの、その場合であっても、こうした基準を策定運用する主体は、防護の観点からどのような位置づけを持つかをまず正しく理解した上で運用して、同時に社会に説明する必要がある。その上で、状況の変化を踏まえて当該技術基準が被ばく状況に応じて、どの程度の裕度を持つかも、あわせて説明していく必要があるのではないかと、これが一つ目の教訓でございます。

これらについてまとめましたけども、意見を14ページから15ページまでの中で多くの委員の方から御意見をいただいたところでございます、それをまとめたものが以上です。

次に15ページで、二つ目の教訓ということでございまして、参考レベルに基づく数値基準と計画被ばく状況における線量限度との意味合いの違いということです。

まず一つ目のポツとして、これはICRPの2007年勧告における公衆被ばくに関する計画被ばく状況における線量限度と、緊急時被ばく状況あるいは現存被ばく状況における参考レベルというものについての定義を書かせていただいております。線量限度がいわゆるその線量を超えないように、線源や作業を制御、管理することが前提となっている一方で、参考レベルというのはそもそもそういった、そのレベルを超える個人や集団が存在することを前提とした上で、この参考レベルを用いてその線量を下げていくための目安であって、また参考レベル以下であっても最適化を推進して行って、状況に応じた防護策をとっていくと、いわゆるどんどん最適化によって下げていくという防護策をとっていくことが念頭に置いては概念という。

そういう意味では、まずそういった定義をしっかりと押さえた上で、16ページを御覧いた

だきたいんですけれども、そうした言葉の定義を踏まえて、一方で事故後に策定された技術的基準においては、追加被ばく年間線量、線量の年間1mSvを規制的手法によって義務づけているというようなことがあります。それで、いわゆる食品の基準、これは数値基準を超えて流通させた場合には法令違反になるということですが、現存被ばく状況における技術的基準としては厳格ではあって、参考レベルの概念とはやや異なっているものということでございます。

これについては次のポツでありますけれども、そもそも我が国の法体系において、こうした参考レベルという考え方を、そのまま法律に取り入れることは法技術的な課題があるわけでありまして、また罰則や義務づけによる規制的手法による担保を、一律に否定されるべきものではないわけですが、いわゆる緊急時被ばく状況あるいは現存被ばく状況における一般公衆の個人線量に関する数値基準を設けようとする場合は、線量限度と参考レベルの意味の違いを理解する必要があるのではないかと。特に数値基準で罰則が伴う場合の規制的手法によって運用される場合には、もう少し慎重な検討が必要ではないかというのが、これは教訓の二つ目というものでございます。

そして、三つ目の教訓ということで16ページですけれども、今後は事故後の状況の変化や、あるいはデータの蓄積があった場合に、当初の目的に照らして妥当性を検証していきましょうというプロセスの重要性というものでございます。

こちらについてもまず最初の一つ目のポツで、防護の基本的考え方で示していますけれども、最適化とは本質的に現状での最善が尽くされているかどうかを常に問い続けることであって、結果でなくプロセスに対する要求であるというふうに、まず記載されています。

ということで、二つ目のポツからまた食品の例示などをしてはいますが、食品に関する基準につきましては、前回の資料でお示ししていますけれども、策定当時の仮定・シナリオに比べて、実際の食品中の濃度は大幅に低いことは確認されておりますし、また、その食品から摂取として推定される線量についても、年間1mSvを十分に下回っていることがデータから確認されているということでございます。

放射線防護の観点からは、このような状況においては年間1mSvを管理目標とすること自体は引き続き妥当ではあるものの、モニタリングの根拠として現行基準を使用し続ける必要性は、もはや説明することができない状況ではないかということでございます。

それで一方、この現存被ばく状況に対応して策定された技術的基準というのは、運用される中である意味固定化されてしまって、見直すことによる社会的影響、特に風評被害の

発生を懸念し過ぎるがゆえに、見直す機運が高まりにくいという御意見もございます。そのため、最適化の観点からは、事故後の状況の変化やデータの蓄積があった場合には、当初の目的に照らして、その妥当性を検証するというプロセスを設けることが重要ではないでしょうかということです。

それで、また原子力災害対策指針というものがございますけれども、こちらにおいて運用の介入レベルというものがございますけれども、状況の進展に応じて必要な場合にはOILそのものを見直したり、個別法令での対応に切りかえることが求められるということでございます。

そういった状況の中で、緊急時被ばくから現存被ばく状況に変わることになることから、被ばく状況の切りかえに関する考え方の整理も必要ではないかということでもございまして、こちらについては指針でしっかり今後検討していくということでもございます。

最後「さらに」ということで、こちらは空間線量と実効線量の関係でございますけれども、個人線量が把握できていない初期段階での空間線量率のみに基づく技術的基準を策定した場合には、データの蓄積によって個人線量が把握された段階で、判断根拠を個人線量に切りかえるといったことも重要ではないかというのが、これがまた教訓として挙げられるかということでもございます。

そして、こうした教訓に基づきまして18ページに、放射線審議会の今後の審議の観点というものについて、今日三つの教訓、それぞれについてまたまとめたところでございます。いわゆる、今後、緊急時被ばく状況とか現存被ばく状況において、技術的基準の策定について、当審議会に諮問があった場合には、以下のような考え方で審議することを基本としてはどうか。ただし、実際の審議においてはそのときの状況において個別に検討を行うことということにも留意したいと思っております、三つです。

まず一つ目は、そういった数値基準のもととなる仮定・シナリオに対する正しい理解という教訓がございましたので、こうした仮定・シナリオや見込んだ裕度の考え方の妥当性をまず確認していく。その結果、基準の意図と離れたところで流用される「基準の一人歩き」で、社会の誤解や混乱が懸念されるような場合には、この数値基準の取り扱いに当たって留意すべき事項を、答申に付記して対応してはどうかということでもございます。

二つ目の審議の観点でございますけれども、これは線量限度と参考レベルの意味合いというものでございまして、これを意味の違いをちゃんと踏まえたものになっているのかどうかを確認していくということでもございます。特にそういった基準が罰則を伴う規制的手

法によって運用される場合には、他の手法による担保ができないかどうかについても確認していくというものでございます。

それと三つ目が、事故の状況やデータの蓄積を踏まえた検証ということでございますけれども、こういった状況の変化やデータの蓄積があった場合には、当初の目的に照らして妥当性を検証するプロセスがあらかじめ制度などで盛り込まれているかどうかを確認していったらどうかということでございます。

こうした三つの視点をもとに、今後審議をしていったらどうかというもので、まとめたものでございます。

そして、最後に19ページでございます。「終わりに」ということでございまして、この「終わりに」には三つのポツがあります。まず一つ目は、改めてですけれども、本資料の位置づけとして、基本的考え方を補完するものとして取りまとめたものであります。それで関係行政機関においては、今後、緊急時被ばく状況、又は現存被ばく状況で技術的基準を策定する際には、基本的考え方の留意、あわせて本資料にも留意していただく必要があるということでございます。

それで二つ目のポツとして、本資料に基づく考え方は、既に策定された事故を踏まえた基準について、当時の考え方や具体的な数値を否定するものではない。ただ一方、防護の基本的考え方や本資料において繰り返し言及しておりますけれども、最適化というものについては、常に問い続けることであるということについては、これはしっかり書き記して、最後に最後のポツですけれども、このような考え方の下、関係省庁は、事故を踏まえた技術的基準について、科学的かつ客観的な議論に基づく継続的な検証がなされるよう努めるべきであり、放射線審議会としてもそういった状況を注視していったらどうかというようなことでございます。こういう形でまとめさせていただいたところでございます。

資料の説明は、以上であります。

○神谷会長 御説明ありがとうございました。

事務局から取りまとめ案について説明いただきました。この案につきまして、委員の先生方から御意見、御質問等をいただきたいと思いますと思いますが、大野委員が早退しないといけないということでございますので、まず大野委員に意見がある場合は、その御意見から伺うことから始めたいと思います。

○大野委員 大野です。御配慮ありがとうございます。

2点あります。最初の「はじめに」のところなんですけれども、一番最初の行が「自ら

調査・提言する機能を有することとなった。」というのが書いてあるんですけども、これだけですとちょっと弱い気がして、だからどうだということを書くべきではないかなと思います。「終わりに」のところに書いてありますような内容の一部が目的としてあったほうが、読み手がすっきりするんじゃないかという、これは意見です。

その際になんですけれども、冗長的な内容というふうに言われるかもしれませんが、こういった指針とか考え方を一般公開した場合に、かなり数値とかデジタル的な印象を持つと思うんです、読み手のほうが。ですから、ここから私たちが考えていることは、生身の人間というか、国民の日常生活がこれでどうなるかということ非常に憂慮して、熟考して、よりよい生活のために考えているというようなことが伝わるフレーズがどこかにあってもいいのではないかなというふうに思いました。

いつも粛々とまとめていらっしゃることは存じておりますけれども、そろそろそういう内容がないと、受け手としてというか国民全員がこの中身を目に触れることができる日本の状況ですので、少し誤解を受ける可能性があってはもったいないと思った次第です。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

最初の「自ら調査・提言する機能」だけではちょっと寂しいというような御意見をいただいたように思うのですが、何か先生それを膨らますような言葉の御提案等、ございますでしょうか。

○大野委員 大野です。

すみません、今具体的にすぐは言えませんが、「終わりに」に書いてあることのほうが、むしろ少し「はじめに」来てもいいのかなというふうに、印象としては持ちました。

○神谷会長 ありがとうございます。

事務局のほう、いかがでしょうか。

○片山核物質・放射線総括審議官 総括審議官の片山でございます。

「はじめに」のところは、どちらかといいますと経緯を書いたような位置づけにしておりまして、まず法改正で自ら調査・審議する機能を得て、その後の放射線審議会で、じゃあ何を議論するんだということ、まず委員の皆様方に御議論をいただいて、基本的考え方をまとめようということ。それから福島事故後の基準のフォローアップをしようということ、当面、放射線審議会の総会として議論するテーマとしてお決めいただいた。そ

れをきっかけに、この報告書を取りまとめる作業に至ったという、初めは経緯を書いたものですから。こういう報告書という形で取りまとめようということが、審議が始まった当初には、まだそこまでの議論にまで、委員の皆様方も至っていなかったのかなど。

途中でいろいろ整理をしていく上で、じゃあこのフォローアップをした成果は、こういう報告書の形で取りまとめていこうというようなものが、議論の中ででき上がってきたのかなというのが事務局の受け止めでございます、そういう意味で「はじめに」は非常に淡々と、時系列に総会でどういう議論をしてきたのかというのを記述をしたんですけれども。そういう議論の経過だったということなんです。

そういう意味で、改めて大野委員の御指摘を受けて、「終わりに」で書いたようなところから、そもそもこういうつもりでこの審議を始めたんだという、やや後づけになっちゃかなという気はするんですけれども、というようなほうがいいのかどうかは、少し委員の先生方で御議論をいただければと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがですか、この「はじめに」は経緯と背景を中心に書いたという御説明だと思いますが。

吉田委員。

○吉田委員 このお話は、放射線防護の基本的考え方の整理をまとめたときにも、同じような話がありまして、やはり「はじめに」というところは、なぜ放射線審議会がこういうことを議論して、考えて出そうとしたのかということが書いていないと、受け取る人については、いきさつが書いてあるだけでは、そこが読み取れないと思います。

実際、この内部被ばくに関する食品の基準、それから外部被ばくに関して、こういった内容に関して問題があったということを、我々は議論をしているわけですので、具体的にそういうことを書かれてもよろしいんじゃないかというふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがですか。これは非常に淡々と経緯だけを書いているということですが、それに加えて、もう少しこの文章をつくる背景を書かれたらどうかという御指摘だと思いますが。

○佐藤放射線防護企画課長 事務局で少し考えてみたいと思います。

それでちょっと申し上げたかったのは、今、吉田委員おっしゃられましたけれども、防護の基本的考え方の文書、本体をまとめたときも、この「はじめに」という欄があって、そこには、実はだからこれまでの経緯も含めて、淡々と今回の文章では今御指摘のところ

は、確かにポツ2行分で「自ら調査・提言する機能を有する」になったというのですが、本体のほうを見ていただくと、もう少し丁寧にその辺りを、なぜそういうふうなことになったのかというようなことも含めて書き下してはいるので。

そこに申し上げたかったことが、重複感が本体のほうにも「はじめに」のところを見ていただくと、そういった意味合いがわかるのかなという気もしていますけれども、いずれにせよこの短時間で判断するのは難しいので、事務局で工夫してみたいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

そういうことでよろしいですか。

○大野委員 大野です。ありがとうございます。

重複感というのは、読むほうにとってはあってもそれほど違和感はないのではないかなと思いますし、もしお考えをいただけますときに、少し話が本質とはそれるかもしれませんが、行政サイドの情報の流し方が、チェルノブイリ事故のときの食品に関して言えば、食べられるものがあります。食べられるものはこれとこれですというのが、ヨーロッパのアナウンスの仕方だったと思うんです。

それに対して日本は、食べられないものがこんなに山ほどありますという行政サイドの流し方であったというのは、やはり一番大きな反省点であり、具体的な例を出して申し訳ないんですけれども、そのアナウンスの仕方一つとっても、根底の考え方の違いというのが、国民を混乱に陥れたか、陥れなかったかという教訓になるんじゃないかと思いますので、書き方というのは、ぜひ熟考していただければというふうに願っています。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

事務局のほう、よろしゅうございますか。

甲斐先生。

○甲斐委員 今回の報告書という形にまとまっていくんだろーと思いますけれども、先ほど片山審議官がおっしゃられたように、この議論の中でまとめ方というのが詰められてきたというのも、私もそういう印象を持っておりますが、それぞれどんなイメージを持っていたか、少しずつ違うんじゃないかと思います。

私自身はやはり福島のこういう7年たって、当初いろんな基準がつくられて、それがどのように機能してきたのか、また機能しなかったのかといった、ある意味で検証というのはそういうことでしょうか、そういうことを少し考えて議論を進めてきたつもりだった

わけですけど。

その議論の中で一つ抜けていたのは、まさにこのプロセスということになれば、当時の審議会がこういう100なり0.23なりをチェックをして、実際には決めてきた背景がございます。私もその当時、審議に参加しておりましたので、そういった思いもありますので、やはりその当時の審議会でもどのような議論がされた、そのときに残された議論がどのように7年たって、どうだったのかということも、踏まえておく必要があるのかなというふうには思っております。その点で、特に食品については少しまた後で補足をさせていただきたいんですけど。

そういう意味で今の「はじめに」の書き方の議論ですけども、そういう意味では確かに審議会の役割という問題、それから今後将来に向けた審議会が果たす役割という意味で、福島の事故をどのように学ぶのかという点で記載しているということがありますし、過去の7年間で行われてきた審議がどうであったのかということも含まれて、今後につなげていく必要があると。または現状の福島にもフィードバックしていく必要があると、現状の福島にもフィードバックすることも大切だと思いますので、そういった表現はあってもいいのかなというふうには思いました。今「はじめに」についてのコメントでございます。

○神谷会長 ありがとうございます。

甲斐委員から御意見いただきましたが、いかがですか、先生方。

岸本委員。

○岸本委員 僕も「はじめに」のところはどう書くかということは迷いがあるんですが、先ほどから幾つか吉田委員から問題があったというのが前提であるとか、甲斐委員から機能したこと、しなかったことというのがあったと思うんですけど、現状、割と2節で淡々と事実関係を書いて、3節で教訓と書いてあるんですけど、割と僕その間が飛んでいる感じがしていて、「教訓」というからには、やっぱり問題があったとか、機能しなかったとか、そういうことがないと多分、教訓と言わなくて。よかったことからベストプラクティスみたいな話もあると思うんですけど、むしろ今回はそういうよりも、初めての経験がすごく多くて、うまくいかなかったということで教訓が出るので、初めてであったとか、うまくいかなかったとか、機能しなかったというようなことを、どこかにある程度記述する必要があるのかなというふうに思っています。

特に、例えば食品だったら暫定規制値から現行の新基準値になったという、そういう運用の仕方って多分ほかの分野でもあまりないことだと思うんです。ただ、普通の工業化学

物質だったり、火山噴火だったり硫黄の濃度とかわからないですけど、いろんな場面でこういう運用の仕方がこれから出てくるかもしれないんで、そこにも生かせるような意味で、今回は非常に学ぶべきことが多かったと思うんで、そういう一般論みたいな形の話も、最初に書いてもいいのかなというふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

○佐藤放射線防護企画課長 承知いたしました。

岸本委員ともよく御相談させていただきながら、どういう工夫ができるか、考えてみたいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○甲斐委員 別な論点でございますけど、運用実態について、岸本委員の意見を受けて追加がされているわけですが、運用実態についてはこの基準が導入されて、結果がどうであったかという面が中心に書かれているんですけど、運用実態そのもの、つまり具体的にこういう基準がつけられて法制化されて、現場なり各省庁はどのように運用したのかという。具体的にはどのようなガイドラインやどういう表現を使って説明して現場に徹底したのか、そういった面を本当は残していただきたいと思うんです。非常に重要なところだと思うんです。

数字の一人歩きというのが出てまいりましたけども、まさにそのポイントにあるわけで、後でまた別な論点も言いたいんですけど、数値以外の側面は非常に大事なところがありますから、まず数値も大事ですので、数値についてはどのように運用されたのか。

今ここで書いたのは運用の結果として線量はこうだったとか、濃度はこうだったとかいうことは書かれてあるんですけども、そこを必ずしも因果関係ではないので、前後関係しなくて、ですからまず確実に書けることは運用実態、つまりどのような形で決まって省庁が通達や、いろんな形で現場に徹底をするんだろうと思いますけども、そのときにどのような表現なりどういう指導がされたのかということは難しいでしょうか。

○神谷会長 もう少し具体的な運用実態を書くほうがいいと。それから教訓等が浮かび上がってくるのではないかという御指摘ですが、いかがでしょうか。

○佐藤放射線防護企画課長 我々もそういった数値以外の運用の、今甲斐委員おっしゃられた周知の仕方などについては、どこまでそういうつまびらかになっているかを承知しな

いところもあって、これは場合によっては関係省庁自身も、そうした周知をどのようにやったかということについて、まとめていない可能性もあって、そこは少し文献を当たって、資料を当たって見ないと、どこまで書き残せるのかということのも、少し考えなくちゃいけないかと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。どうぞ。

○甲斐委員 こういうのが決まりますと、具体的な各省庁が出した通達やガイドライン、指示、文章を出しますよね。そういう表現、どういう表現を書いたのかと。例えば100Bq/kgになりました。当時これは安心のために100Bq/kgにいたしました。そういうメッセージが結構強く書かれているという印象なんですけども、もうちょっと細かく書いてあったのかどうか、かなり見るものにとっては少しずつ微妙に違っていたりするものですから、数値はもちろん変わりませんが、その数値の説明だとか、これをどういうふうに使いなさいとまで書いたのか、書かなかったのか、まさにそういうところをきちんと検証することは大切かなとは思ったんです。

○神谷会長 どうぞ。

○片山核物質・放射線総括審議官 事務局、片山でございます。

それやってみなければ、どれぐらいの作業量になるのかわからないので、もしそれをやれという御指示であれば、事務局としてやりますが、今の段階でそれが簡単にできる作業なのか、どうなのかというのは、今までそういう御指示もなかったもので、そういう意味では、これから一から事務局のほうで、やれという御指示であれば検討いたします。

○神谷会長 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

岸本委員。

○岸本委員 今の甲斐委員の指摘していただいた6ページの、私の前回意見として書かせてもらったのは、まさに甲斐委員が今御指摘いただいた運用実態の話をさせていただいて、確かにここに書かれているのは運用の結果だけなので。やっぱり、僕としては基準の成り立ちとか根拠とか、そういったものをきちんと理解して社会に伝えるべきだったということプラス、基準がどうできたかということによって、運用の仕方が変わってくるので、ちゃんと基準値の成り立ちを理解していないと、正しい運用ができないと。それがセットであるということも教訓としてぜひ書いてほしいと思うので。

それを書く際には、何らかの形で、基準の運用が必ずしも基準の成り立ちと整合的じゃなかったとか、言い方はわからないんですが、そういったようなケースがあったと思われ

るので、そういうことも少し触れていただきたいなというふうに思っています。ただ全部調べるといって、確かに大変な作業かもしれないとは思いますが。

○神谷会長 事務局、いかがでしょうか。

○佐藤放射線防護企画課長 率直に申し上げますと、事務局としていろいろ調査したり、通達がどういう状況であったかというのを調べることは、事務局として当然やっていきたいと思えます。

他方で、どういうふうを書くかというところは、申し訳ないですけども、事務局というよりは、各委員の皆さんに実際に書いていただきたいというのが事務局としての率直な希望でありまして、今回この資料をまとめるに当たっても、いつもそうなんですけども、我々自身としても委員の皆さんの御意見を聞きながら、文献を調べてこういうことかなと、いろいろ書いて努力はしてきています。

他方で、例えばこの資料であれば、事務局としてポイントとしては経緯のところを分厚くするというよりは、教訓とか放射線審議会の対応について、できるだけ要領、ポイントを押さえて、簡潔にメッセージとして出したいというのが、事務局としては影響としてはいいのかなというふうに思ってきたものですから、今のそういった事実関係としてはこれはどうなったのかとか、分析してどうなったのかというところについては、もちろん放射線審議会でお決めいただくことですから、ぜひその部分については事務局のみならず委員の方にも御執筆いただくということで、御協力いただければ、できる限りのことはやってまいりたいと思っています。

○神谷会長 ありがとうございます。

事務局のほうから提案をいただきましたが、委員の先生方いかがでしょうか。

○甲斐委員 はい、協力はやぶさかではございませんので、ぜひさせていただきます。先ほどの特に前のほう、決めた当時の審議、諮問に対して答申結果が文書で残されているわけですね。例えば100Bq/kgのときにも。

それがどのように、だからあれに対してどのように関係省庁が動いて、そういう運用の中でどういう表現を盛り込んだのか、盛り込めなかったのかということは、審議会としてはああいうメッセージを発した経緯としては、しっかり検証しておく必要があるのかというふうには思いましたので、そうでないと確かに時間がたってきて、何となくもう水に流れたような印象を持ってしまって、それはこういう検証のような目的には、よくないのかなというふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方がでしょうか。

どうぞ。

○小田委員 やはり全部調べるといのは、多分難しいと思いますので、これは提案なんですけど、我々委員のほうは例えば食品のこれとか、あるいは工程の基準とか、気になるところというのをまず出し合って、その中で整理してこことここについてはやる、そういうふうな進め方のほうが具体的だと思いますけど、いかがですか。

○神谷会長 なるほど。作業の手順を御提案いただきましたが、いかがでしょうか。

○甲斐委員 ですから、今回は基準の中で食品と、除染の例で空間線量率に絞ったわけです。これは非常に代表的なものとして絞ったわけです。もちろん基準はもうたくさんつくられたんですけど、ここに非常に代表的なもので論点をあわせてやっていますから、今の私が申し上げた提案も、ここにあわせた形で私はいいいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 話が変わるんですけども、よろしいでしょうか。

○神谷会長 はい。

○吉田委員 四つほど確認とコメントがございます。

まず6ページのところなんですけど、「年間預託実効線量」という言葉が使われておりますが……。

○神谷会長 それでは最初に、今の議論をまとめて、その後また御意見いただけますでしょうか。

じゃあ今議論が進んでおります内容について、委員会として方向を決めたほうがいいと思いますので、もしほかの先生方の御意見ございましたら、いただきたいと思いますが。

今の意見は、もう少し運用実態について詳しく調査して、その具体的な項目を少し洗い出したほうがいいと。さらには、そのもととなっている実際の数値を決めた根拠等についてもできるだけわかりやすく記載したほうがいいんじゃないかという御指摘です。

さらに、それを全部やるのはなかなか難しいので、今回も実際には食品の汚染濃度と、それから実効線量の議論に絞っているわけですけど、それをもう少し具体的な項目について絞って、それについても例として出して、その中から教訓を引き出せるのではないかと

というような御議論ですが、いかがでしょうか。そういうことでよろしゅうございますか。

○横山委員 確かに根拠とか詳しく書くということはいいことなんですけれども、もともとこの文章というのは最後の「終わりに」のところに書かれているように、関係省庁に向けてというところがあるので、あまりボリュームをつけ過ぎるとよくないのかなと。

○神谷会長 そうですね。

○横山委員 多分そういう視点で、最初おまとめいただいてやってきたと思うんです。そこは崩さないほうが。ただ足りない部分というのを少しつけ加えるという、ちょっと難しいことを言ってしまうていると思うんですけれども、お考えいただければと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

この報告書のまとめ方の視点の問題だと思うのですが、これはあくまで審議会としては、福島事故後の基準に関わる事実関係をまずきちっと把握して、それを記載して上で、そこから学べる教訓を引き出そう。その学べる教訓をもとに、今後の審議会の議論に反映していくということが基本的な目的でありますので、あまり前半の事実関係の把握に多くのページを書くと、目的そのものがぼけることがありますので、そういう意味で現在の取りまとめということになっているわけなんですけど。それでは少し不足する部分があると、もう少し実態的に教訓が引き出せる文章、あるいは事実関係を記載して、そこからもっと具体的な教訓を引き出したほうが説得力があるのではないかという御議論だと思います。

○岸本委員 つけ加えると、もともと事実関係があってそこから教訓だと思うんですけど、報告書にまとめる際には、ちょっと邪道な形ですけど、教訓があって、そこに必要な事実関係を最後ピックアップするというか、必ずしも教訓を引き出すために要らないというのがあるかわからないんですけど、そういう事実関係に関しては記載を薄くしていくみたいな作業があって、もう少しボリュームを小さくするというのは可能かなと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

これをまとめる上での技術的な部分になってくると思いますけど。

○甲斐委員 私は今回の検証の報告書を、もちろん各省庁にと、審議会の今後の審議に生かすという点は主目的だとは思いますが、もう一つ重要な目的としては社会、国際的にも発信する内容になると思うんです。0.23は日本の国内の問題なので、世界にはあまり影響していないんですけど、100は世界に影響いたしました。全てEUの基準まで変えました。非常に大きな影響をもたらしています。それはどういうことだと。今現在でも韓国や中国はまだ制限をしております。

そういう状況の中で果たして安心は得られたのかを含めて、ただ、何が数値基準だけでは足りなかったのか、そういったことはすごく社会的には求められていると思いますので、それをどこが検証するのかと、ここの場しかないと思われまので、そういったことから運用という、先ほどの最後のまとめのところは抽象化されたところは非常にいいと思うんですが、抽象化、最後のまとめに至る、なぜそう考えたのかというところの具体的な記述が欲しいという意味で、運用の実態もどのような運用がされたのかと。

確かに、どこまで盛り込むかというのは非常にあるかと思いますが、そこは最低限あったほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

それでは、今の議論の方向としては、もう少し運用実態に関して具体的な例を、典型的な例になると思いますが、そういうのを書いて、その中から我々がどういう形で教訓を抽出していくかというようなことがわかるようなまとめにさせていただけたらと思います。

それに当たっては、先ほど提案がございましたが、委員も協力はやぶさかでないということですので、事務局のほうも専門の委員の先生方そろっていらっしゃいますので、大いに委員を活用して、よりよいまとめを準備していただけたらと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、そこはそういうことで準備していただくということにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

吉田委員、先ほどの御質問に返らせていただきます。

○吉田委員 ありがとうございます。4点ございます。

まず一つは6ページの「年間預託実効線量」という言葉なんですけれども、この「預託実効線量」自体が、年間の摂取量に対して50年間の実効線量を定義されているので、ここでまた「年間」というふうに書くということが、そこちょっと奇異な感じがしました。また「日本人の平均で年間約0.99mSv」というのも、預託実効線量であれば「年間」というのは要らないんじゃないかなというのが一つです。

それから次なんです、8ページのところで、「遮蔽効果」という言葉が使われています。これは正しくはというか、今は線量低減係数であるとか、リダクション・ファクター、あるいはドーズ・リダクション・ファクターというふうに呼んでいるもので、というのは木造家屋について遮へい効果というものは、計算では0.7から0.9ぐらいしかないわけ

で、実際は湿性沈着が起きていない家屋の下の敷地からの、汚染されていないところの効果というのが入ってこの0.4となっております。ですので、この「遮へい効果」という言い方は、少し検討していただいたほうがいいと思います。

また、0.4倍というのは、これはあくまで湿性沈着が起きた直後の数値でありまして、現存被ばく状況において、除染が進んだり、空間線量率が下ったりすると、この数値は0.4ではなくなります。まさしく時期が変わるとこういった数値が変わるという、ここにも一つの典型がございますので、そのことも留意しておくべきかなと思います。

次の3点目なんですけれども、14ページにおきまして、「基準の一人歩き」という言葉が使われておりますが、私の知る限り「基準の一人歩き」はしていません。数値の一人歩きはしております。基準自体はきちんとどの状況でこの基準を使うべきかということが書かれているんですが、数値だけが取り出されているということで、ここはおかしいと思います。

4点目なんですけど、「終わりに」の前、18ページを御覧ください。18ページの4.におきまして、教訓を踏まえた放射線審議会における審議の観点についてという、このページの3行目のところで、「放射線審議会に諮問があった場合」と特定していることについて、これは特定しなくてもいいのではないかと思います。1ページ目のところで、我々この審議会について、自ら調査・提言する機能を有することになったという理解のもとで動いて、活動しております。審議があったものについてのみこういう考え方で検討するのではなく、全てのことにおいて審議をするという体制でも問題ないのではないかというふうに考えます。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

4点の御質問、あるいは御指摘をいただきました。最初の3点は技術的な問題だと思います。最後が放射線審議会の立ち位置の問題かと思いますが、事務局のほう、いかがでございましょう。

○佐藤放射線防護企画課長 最初の3点は、全くそのとおりでございますので、少し修正をやっていきたいと思います。

4点目の点については、これは事務局というよりは、少し委員の間でも御議論いただくようなことかなという気もしております。基本は諮問をされたときには、いわゆる諮問側がこういうことを考えているのでというので、すごく答申するときにしやすいと思うん

です。

他方で放射線審議会自らの調査機能というのもあるというのは、そのとおりでございますけれども、どういう内容に対して物を言うのかというところについては、そこは少し放射線審議会としても慎重な対応が求められているんじゃないというのが、事務局としての考えではございますけれども、ただ、なおそれでもということについては、まず放射線審議会の委員の方で御議論いただければという気はします。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

○小田委員 1点目でいいですか。

○神谷会長 はい。

○小田委員 1点目は、私これ括弧書きの中で「年間」と書いてあるから、括弧書きの前の「年間預託実効線量」の「年間」は要らないかもしれませんが、1年間で摂取した量から計算しているわけなので、年間何ぼという言い方は、これで合っていると思いますけど。

摂取した瞬間に50年にわたるリスクを背負い込んでいるわけです。背負い込んだリスクみたいなものを、1年間どれだけ背負い込みましたかということですから、年間でいいと思いますけども。つまり年間の摂取量から計算しているわけです。

○神谷会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 私の理解では、預託線量の計算というのは、 d を掛けるんですけど、 $d=365$ で1年間の摂取量に対して、年間の預託実効線量50年間というのを定義されていて、少なくとも年間預託実効線量というタームはないと思います。

○小田委員 ええ。ですから、括弧書きの中に「年間幾ら」と書いてある。括弧書きの外の「年間」は消すべきだと思いますが、括弧書きの中の「年間」というのは残しておくべきだと思います。

○吉田委員 わかりました。

○神谷会長 よろしゅうございますか。

ほかはいかがでしょう。4点目の指摘に対して、どうぞ。

○二ツ川会長代理 確かに吉田委員が私たちが言いたいのは、審議会として国民にメッセージを出しているの、ここは要らないんじゃないかという御意見だと思うのですが、ただ今回これの始まり、もともと本体そのものが、各省庁へのメッセージというのがあるよ

うに思うので、私としてはここはあえて外す、審議会としてはこう考えているというのは入れるとしても、あえて外す必要はないんじゃないかなという気はいたしますけど。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

二つの御意見いただきましたが、審議会としてはどう考えますか。調査する機能を持っているというのは、前提だということではあるんですが。

どうぞ。

○上叢委員 上叢ですけども。

こういうことが書いてあるのは、4. だけですと、この書類全体が、諮問がされたときにこういうふうを考えるんですよというイメージが強いような感じがして、私も吉田委員の考え方に同調するんですけども。

ただ、技術的なやり方としては、確かに4. は審議の観点、これは諮問が出てきたときの審議というふうに捉えれば、これは審議会の仕事の中の一部のときには、こういうふうにやりますという内容になっているのかなというふうに思いますけど。ただ、私たちは放射線審議会がこれをつくったイメージ、願いというのは、これをもとにしていろんな数値の見直しというのを進めていっていただきたいというイメージがあるんじゃないかなと。

今のこの書き方ですと、次に何かやるときにはこれを参考にしてくださいねという、ちょっと弱い感じがするので、例えば「はじめに」のところで復興を進めるために、各省庁でこれを参考にして、見直しを進めていってほしいというような、審議会としての希望が伝わるようなのがどこかに入っていればいいのかなというふうに、そういうふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

事務局お願いいたします。

○片山核物質・放射線総括審議官 4. ですけども、(1)(2)(3)の前の柱書きの部分は、確かに諮問を前提としなくても、放射線審議会としてはこう考えるという柱書きに変えればいいのかなという気がします。

その上で、(1)(2)(3)というのは、個別に諮問があった、要するに具体的な案件が確定した場合に、一体どういうことをチェックをしなきゃいけないのかという視点でまとめているものですから。

そういう意味でいきますと、柱書きのところの「技術基準の策定について放射線審議会

に諮問があった場合」とありますが、まずこの限定を外すと。その上で「ただし、実際の審議のところに個別に諮問があった場合には」というような形に変えて、あと(1)(2)(3)は原文をそのまま残すというようなことで、皆様方の御意見は収容できる修文になり得るかなと思いますが、いかがでございましょうか。

○神谷会長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから具体的な対応案をいただきましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。一応それで今までの委員の先生方の御意見は、対応できるというように思います。よろしいですか。

それでは、それはそのように修正していただくということにさせていただきます。

ほかに委員の先生方から御意見、ございますでしょうか。

松田委員。

○松田委員 食品中の結果とそれから空間サーベイ、空間線量、特に線量の関係の結果で二つが取りまとめられて、それでいずれもデータが出ていて、仮定よりも極めて低かったという、そこまで淡々と述べられているんですけども、結果として放射線防護上はどうであるというジャッジメントがない。必要なかどうかわからないですけども、ちょっとその辺りが個人的には抜けているような気がするんです。

例えばこのデータから見ると、食品中の基準値にしても、これは放射線防護上十分に機能したと、国民の安全を守ったと、あるいは個人被ばく線量にしても十分低かったと、だから、まずこういうデータに基づいて、それをどう判断するのかというのが必要なのかどうなのかというところなんです。

機能したのであれば、今度、教訓のところでは仮定の裕度という言葉が出てきますけれども、結局裕度というのがこれは十分に機能したけども、例えばもう少し低めでも、とにかくもう少し変わってもよかったのではないかというふうなことが、このデータから言えるのであれば、「裕度」というところも逆に考える側もわかりやすいのかなと思って、そこまで必要かどうかわからないんですけども、そういうことを考えています。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがですか。ジャッジが明確に入っていないのではないかと御指摘ですが。

○佐藤放射線防護企画課長 恐らく評価として、すみません、事務局としてですけども、定性的なところまでは我々というか、多分大いに賛同はいただけると思うんですが、定量的な部分に踏み込むと、恐らく議論をいろいろと呼ぶのではないかとこのところがありま

す。

そこをもう一言申し上げると、放射線審議会の事務局というか、実際にそういった基準を運用している関係省庁の協力があって、多分そういうことになると思いますけども、このところは多分現状ではやっていないがゆえに、どこまで踏み込めるかというところもまた課題になってくると思います。そういう意味で、少し難易度は高いという思いが、今直感的にしています。

○神谷会長 ありがとうございます。

どうぞ、甲斐委員。

○甲斐委員 食品のほうは、今回の調査でかなりマイルドなものを除けば、多くがあってもかなり低いわけですけども、ただ0.23についてはこれからも大きな影響を与え続けるわけです。帰還困難区域を含めてまだ大きな問題が残っております。そういった意味で0.23をどのように運用していくのか、今までがそれでどうだったのか、運用実態がどうで、どう機能したのか、何が問題だったのかと。

今回は個人線量をという、つまり空間線量だけではオーバー・エスティメートだから、個人線量をという、そういう話が中心になっているんですけど、それは一つのポイントなんですけど、そこだけではなかなかいかないわけです。実際にまだ人が生活しない段階で何らかの判断をしていかなきゃならないということがありますから。

そういった意味を含めてやはり、今の難しい問題ではあるんですけど、この難しい問題にある程度ここで検討して、今、松田先生が言われたように、何らかのこの時点での判断は、それはもちろんこの審議会のメンバーの判断にはなるわけですけど、必要ではある。だから、私たちが責任を持たなきゃならないわけですけど、もちろん審議会のメンバーが。というのはあると思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

全てに関してそういう判断というのはなかなか難しいと思うんですけど、非常に重要な指標に関しての評価というのはどうだという御指摘ですが。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 0.23 μ Sv/hというのは、既にこちらにも書かれたように、住民の方の中ではもう固定観念になっているので、かなりその感覚を変えるというのは難しいかと思うんですが、であるからこそ、放射線審議会でそういった議論をして、意見を出すということは

重要じゃないかと思います。チャレンジングではございますけれども。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかの委員の御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○甲斐委員 今回の15ページにあるように、参考レベルに基づく基準と、線量限度の意味合いの違いという項目があるんですけども、ここの記述からしますと、0.23は確かに参考レベル的な数値であったわけですが、そこまで当時意識したかどうかは別として、そういう意味合いのものだったわけですが、それに対して100のほうは、制限的なクライテリアなわけですが、参考レベルではないわけですので、限度に近い意味の制限的な、もうそれを超えてはならないという、食品がそれを超えたものは流通させてはならないという、そういうのが、今、食品規格の基準なわけですから、そういった意味では全く違う数値なわけですが。

そういった意味で、今の参考レベル、つまり0.23の議論ですけども、もし参考レベル的なものとして、意味合いを持たせるのであれば、もちろん超えた地域を重点的にということはあるわけですが、最終的には個人線量を入れるということは大事なんですけども、そういう一つの目安なんだという対応をとっていくときの目安なんだ。

ただ0.23行かないと、0.23を下げるということの、状況によっては非常に困難な状況もあるわけですが。なぜかという、この当時つくったときには、例えば除染というのは比較的自分の近傍を除染すれば、低減できるというような、何らかの錯覚を持ってしまっていたわけですが、実際にはγ線非常に足が長いので、非常に遠方から飛んでくるわけですが。そうすると、たとえ近傍を除染したからといって、空間線量的には下らないわけですが。

だから、そういうこともしっかりわかってきたわけですが。本来考えてみれば当たり前だったかもしれませんが、なかなか当時は目の前の除染にどうしても皆さん憂慮しますから、そういったものを優先的に除染したことは事実だったり、そのこと自体はいいことではあったんですけども。

ただ、0.23というのは単なる目の前の除染だけの問題じゃないということ、改めて教えてくれているわけですから、そういうことも含めて参考レベル的な、つまり参考レベルというのは何もこれを超えてもいいんだということではないので、少なくともどこを優先的にアクションをとって低減していくんですかというニュアンスのものなわけですから、もしそういうことを改めてこの数値にそういう意味づけをするのであれば、そ

ういう運用の仕方を、もう少し強調していくということもあるのかなと思いました。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがですか。先ほどの前半の議論とオーバーラップする議論だと思いますが。

どうぞ、二ツ川委員。

○二ツ川会長代理 今の甲斐委員のに近いのですが、先ほど運用のところをもう少し見直しをするというお話がありました。ですからその中で、今、松田先生のお話のような、評価をどこまで書き込むのか、その辺を含めて御検討いただければいいのではないかと。今ここでその評価をどうするかというのは、なかなか結論を出すというのは難しいように思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがですか。評価そのものはまだいろんな視点がありますので、なかなか急には決まらないところもあると思うのですが、今出ている具体的な事例に関して、運用実態の中でそういう実際にはどうであったかを検証する過程の中で、評価も加えていくというようなことでどうだろうかという御指摘ですが。

岸本委員。

○岸本委員 多分、数字そのものがどうだったかというのは、ここでしないということだと思ってしまうのですが、根拠が何であったかと、あるいは、その成り立ちは何であったかということが、正しくステークホルダーに理解されていて、それに基づいて適正な運用がされていたかというところのジャッジメントを、多分するんだと思うんです。

だから、数値そのものが高過ぎた、低過ぎたという議論は、やるのかどうかはともかく、それは次の段階だと思います。その二つはジャッジメントを分けたほうがいいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

運用に関するジャッジメントをしたほうがいいということですかね。

松田委員。

○松田委員 私も申し上げ方がまずかったかもしれませんが、数値そのものをジャッジメントするのではなくて、その数値によって規制されたその結果といいますか、その規制そのものがちゃんと有効に働いたかどうかと。それによって国民が守られたか。そのジャッジメントという、そういう意味ですので、数値そのものを再現しようとは思っておりません。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○岸本委員　そういう意味で言うと、基準策定のある種事後評価、最初に甲斐委員もそういうことをおっしゃったような気がするんですけど、という意味だったら、設定した際にこういうインパクトがあるだろうという予想が、多分、何らかの形であったと思うんです。

それが達成できたか、あるいは予期せぬようなインパクトがあったのかということ、その視点が大事かなと思うので、これ僕の最初の話の繰り返しになるんですけど、それを策定したときに、これによってこんな効果が得られるだろうとか、こういう人がこういう悪影響を受けるかもしれないと言われていたことが、事後的に今どうなっているかという視点が大事かなと思います。

○神谷会長　ありがとうございます。

そういう視点で、もう一度先ほど前半の議論に戻ると思うのですが、まとめるということは可能でしょうか。事務局のほう、いかがでしょうか。

○片山核物質・放射線総括審議官　相当これまでの議論の前提が今日変わったというのが事務局の認識でございますので、したがってこれから作業をしてみるとしか今の時点では申し上げられないと思います。

それで、一つお願いをしたいのは、我々、基準そのものを持っている、いわば規制当局の立場ではなくて、したがって放射線審議会というのは、放射線障害の防止に係る技術基準の斉一化という観点から審議をする審議会でございます。したがって先ほど岸本委員がおっしゃったようなことというのは、規制を入れるときのインパクト分析みたいなものをして、事後的にそれを検証して、規制制度全体がどうワークしたかという検証にまで、やや視野が広がっているようなところがあって、そこまでいくと放射線審議会のミッションののりをどんどん超えていくところに、今、委員の皆様方の御議論がいつているかなというふうに思っています。

そういう意味で、少し審議会の所掌の範囲内でできるところ、あくまでも放射線防護という観点、技術基準の斉一化という観点に軸足を置きながら、委員の皆様がおっしゃった御意見がどこまで収容できるのかという観点で、事務局としては作業をすることでいいかということ、少し確認をさせていただければと思います。

○神谷会長　ありがとうございます。

どうぞ、岸本委員。

○岸本委員　すみません。確かに言い過ぎたというか、スコープを広げ過ぎたところがあ

って、確かにおっしゃるとおりちゃんと事後評価をする第一の主体は、規制を策定した当局です。省庁であると。

なので、多分、教訓の最後に、これ話が先に飛んでしまうかもしれないんですけど、18ページの4.のところでも、状況の変化に応じて妥当性を検証して、どこまで書き込むかわからないですけど、数字を更新するだとか、運用の仕方を変えるだとか、そういったPDCAを回していくというのが、4.じゃなかった、3.でしたか。最適化の話です。(3)の16ページ辺りかもしれないです。

そういう話が出てきますので、放射線審議会としては各省庁にちゃんと事後評価をして、PDCAサイクルを回してくださいというメッセージとして、メタなレベルでこれをやると。全てについて事後評価をするのはこの役割ではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

あくまで放射線審議会は技術基準の斉一について審議をするということでありますので、やはり、その観点からまとめる必要があるということだと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○甲斐委員 結構です。ただ一言コメントでございますけども、先ほど岸本委員におっしゃられたことなんですけども、これは放射線審議会で、放射線のこと限定して審議するのは当然なんですけど、しかしいろんな災害、例えば化学物質等の災害を含めたものへの影響というのは非常に大きいし、今すごくギャップがあるわけです。

例えば、緊急時でなぜ平常時の基準値というか、レベルが高いんだということをさんざん社会的には批判をされました。ICRPにしても。そこはなかなか理解されない。しかし化学物質はそういう対応を全く持っていないわけです。つまり逆に言うと、緊急時は何もしていないわけです。という言い方も極端に言えばできちゃう。

ですから、そういう意味ではいろんな発信をするということは、もちろんここでの議論は、いろんなものに影響をしていくということはあると思います。それはよりいろんなものに対して改善していくためのということです。ただ、そのための議論になるんだということも私たち考えてもいいんじゃないかと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○甲斐委員 ちょっと別な論点で。

今回、当然国が決めたので、数値基準を中心に根拠だとか運用だとか結果というのを議論してきたんですけど、先ほど私申し上げた放射線審議会で議論になった論点というのは、当時はステークホルダーとして消費者団体の方を呼んだり、いわゆる生産者又は流通業者の方、特に福島生協の方とかお呼びして、御意見を伺いながら最終的な決定をしたわけです。

そのときの論点は、もちろん消費者の不安に対して応えていかなきゃいけない。しっかり安心を保つための基準を考えなきゃいけないというのが重要な論点だったし、もう一つは、こういう安心だけを考えてやると、いわゆる福島の農業などの生産者に対する損害が非常にはかり知れないと、そういう強い論点があったわけです。

しかし、それはどうだったのかというのは非常に難しいことではあるんですけども、そこで一つ考えていただきたいことなんですけど、その当時、私もいろいろ経験で、消費者に近い流通業者、スーパーだとか生協ということがいろんな活動をされたわけです。これは。確かに国とは直接は関係ないんですけど、国が出した100Bq/kgというものを受けて、いろんな対応をとられたわけです。100Bq/kgだけでも安心できないという社会がいっぱいあったわけです。ですから自主基準をつくるところもあるし、自主基準ではなくて測定をし、測定した結果をしっかりと消費者に伝えるという、実態はこうなんだよということを積極的にやったスーパーや生協があるわけです。そういう数値ではない取組というのは非常に大事な安心を支えた面があるわけです。だから、数値だけが全て安心を支えたわけじゃないわけですので、それ今現状が一番わかります。韓国や中国を見ても、なかなか伝わらないのはそれがありますから。

そういった意味で、そういったところの数値以外の取組も、確かにこれは国の取組ではないんですけど、非常に大事な点であったと、そういうものを支援しなきゃいけなかったと、国は数値を決めて、後は何とかやれよという、それで済むことではなかった。刻々と変わる状況の中で、社会もいろんな反応を持っているし、ステークホルダーはいろんな方々がいろんな問題を抱えていたわけですので、そういった意味で数値以外の側面や改めてどこかで整理をしておくということは、必要ではないでしょうかというのが、一つコメントでございます。

○神谷会長　いかがでございましょうか。

なかなか数値だけでは、社会の受け止め方は非常に多様でありますので、数値がどのように解釈されるかということに関しては、社会でさまざまな対応があるということで、そ

ういうことも含めて議論する観点もあってもいいんじゃないかというような御指摘ですが、いかがでしょうか。

○岸本委員 多分、僕はそれこそが、ある種の最適化ALARAと思うんです。それはあるスーパーとかある場所でそれが可能だと、経済的、社会的に可能だという判断があったからこそ、そうしたということなんで、ある意味最適化ALARAという、一つの基準値で食品衛生法のような形で1個決めるんじゃないかと、が行われたというふうな解釈もできるんじゃないかと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

もちろん、先生方が経験されましたように、今回の福島事故の経験を踏まえれば、数値がいろいろな影響を与え、社会的な非常に強いインパクトを持っていて、さまざまな対応があるということは事実でございます。

一方、この審議会がどういう役割を果たすべきかということに関しましては、先ほど来議論がありましたように、審議会としてはやはりそのもととなる基準の斉一性についてしっかり議論をし、それをできるだけ広く国民の皆様に理解していただくというようなことが、非常に重要ではないかと思えます。

それをもとに今度はその数値、あるいは基準値をもとに、社会でさまざまな現象が起きると思うのですが、それに対して当然審議会のほうもウォッチしていく必要があると思えますけど、それは具体的な省庁とか、そういうところが一義的には対応すべき課題であって、やはり、審議会はそういうもととなる基準なりに対して、非常に科学的な観点からメッセージを出すということが一義的に求められているのではないかというようには思っております。

もちろん社会的な影響に関して、審議会が関心を持たないということではございませんで、常に我々は国民の側を見ないといけない立場でありますので、常に関心を持ち続けるということには変わりはないというようには思っております。

どうぞ。

○岸本委員 幾つかあって、14ページの3.の教訓のところなんですけど、14ページ3.(1)の5点目です。誤解が生じたということが書かれているところで、この食品は100Bq/kgを超えているから摂取はしていけないというのが、「流用」とか「誤解」という形になって書かれているんですけど、ただ食品衛生法について16ページの一番上のところで、これ第6条

を根拠にしているのです、100Bq/kgを超える食品を流通させては法違反になるということがあるので、やや矛盾というか、しているというのがあります。だから、記述が前者のほうを緩めたほうがいいかなというふうに思います。

この点はとても本来重要な点で、放射線防護の考え方と食品衛生法の考え方が完全にバッティングする事例だと思うんです。ただそれを、だから、どっちが正しいという問題じゃなくて、それぞれが違うということなので、ただ違う際に食品衛生法のほうが勝ってしまうという言い方は正しいかどうかわからないですけど、結果的にそちらで規制をされてしまうので、最適化とかALARAという考え方とバッティングして、0.23が参考レベルとして運用されるべきというふうなパラレルで、本当は100Bq/kgもそういう形で運用されるべきと我々としては言いたいところなんですけど、法律があるので、実際ゼロ・トレランスというか、それを超えたらもう一切流通してはいけないという形になっているということは、そういうコンフリクトがあったということは、明示的に書いて。そこからどういう教訓が得られるかはなかなか難しいところですが、それは1点書いたほうがいいかなというふうには思っています。

○神谷会長 どうぞ。

○甲斐委員 それについて私も質問なんですけども、確かに食品衛生法上は食品規格として流通基準として取り込んだんです。これについては我々さんざん当時議論して、その食品規格に落ちついたんですけど、摂取制限というのは特措法上記載されているということなんですよね。

特措法上、私「摂取制限」という表現を使っていることを知らなかったんですけども、特措法上どういうことを念頭に「摂取制限」という言葉を使ったんでしょうか。

○神谷会長 はい、どうぞ。

○片山核物質・放射線総括審議官 事務局の片山でございます。

原災法上の、本部長の指示の中で、要するに放射性物質の放出後に0IL6を使って摂取制限をかけるわけですけれども、要するに地域の生産物をそのまま汚染されているかもしれないものというものを、そのまま摂取するのはやめてくださいという指示で、要するに法律上食べるなという法律というのはありません。

ですから、摂取を控えてくださいということと呼びかけるというのが、実態上の枠組みになります。ですから、流通させてはいけないとか、そういう意味で法的に担保できるところは担保をしていくという枠組みはあるんですけども、国民にあるものを食べること

を禁じるという法的な枠組みはないので、要するに食べると被ばくが大きくなるというようなことがわかっている、それがOILでわかっているような場合には、それを食べるのは控えてくださいというようなことを、指示という形で呼びかけるということです。強制力はありません。

それからあと、岸本委員がおっしゃったように、参考レベルという考え方を、法令の中に取り込むというのは極めて難しいです。ですから、一律に法令に取り込んで規制をするということは、もう一律な適用になるということです。したがって、それに該当する技術基準を定めるときには、そういうものだということを念頭に、つくるほうも考えて必要だし、我々諮問を受けた場合には、その審議をするということが必要だということだと思います。その点は4.(2)の中で明記をさせていただいております。

それからあと「基準の一人歩き」のところで、100Bq/kgを超えているから摂取してはいけないという、これは確かに間違いで、ある種安全と危険の領域というふうに誤解をされているというニュアンスが出るように、表現は変えたいというふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 大変細かいところで恐縮なんですけど、ただいまおっしゃられた誤解が生じるという例において、確かにこの食品は100Bq/kgを超えているから食べちゃいけないんだというのは聞いたことがございますが、この物体の表面は0.23 μ Sv/hを超えているから、さわってはいけない、私は聞いたことがございません。よく聞くのは、除染後の敷地内において1か所でもこの数値を超えていると、やはり危険なんだ。だから帰還できないんだ。これは非常によく聞くフレーズでございますが、後者に関してはちょっと奇異な感じがいたしました。

○神谷会長 これも事務局のほうで、言葉を修正していただけたらと思います。

○佐藤放射線防護企画課長 はい。よく聞くお話のほうにあわせたいと思います。

○神谷会長 ほかにございますか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 報告書のまとめの大きな方針の議論が尽くされたところで、ちょっと各論で恐縮なんですけど、4ページ目の(2)食品中の放射性物質の基準値の概要の最初の2行目のところに、暫定規制値から現行規制値に変わった経緯が書かれておりますが、事故の教訓

ということで考えますと、基準の見直しがどういう場合に行われたのかを、そういう判断をしたという意味では、重要なケースかなと。その割にはあっさり書かれているかなという印象を持ちました。

内容につきましても、1行目に「健康への影響はないと一般的に評価され」という文章がありますけれども、確かに技術的な基準を策定する側ですとか、専門家としては健康への影響はないと評価していたと思うんですけど、果たして「一般的に」という言葉でくくれるかということに関しては、ちょっと一般的じゃなかったから見直しせざるを得なかったのかなというふうに思っておりますので。

ここは放射線審議会でも、例えばCsの線量、5mSvから年間1mSvに下げたら、どのぐらい追加被ばく線量が下るといふふうに見積もっていたのか、そういった具体的な審議についても触れながら、淡々と簡潔にまとめるのがいいのではないかというふうに思っております。力及ばずながらお手伝いできることがあれば、修文のお手伝いをさせていただきたいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

もう1点の御指摘だと思います。

どうぞ。

○岸本委員 今のところに便乗して、私も長くなるとどうかなと思って、前コメントしなかったんですけど、やはり、これは最初に食品安全委員会に諮問があって、リスク評価をした結果、それは使われずにコーデックスの基準を使って新基準値がつくられたという経緯がありまして、これは細かい話かもしれないんですけど、通常は厚生労働省さんが食品安全委員会に諮問して、食品安全委員会がリスク評価して、その結果に基づいて基準値をつくるというプロセスがうまく機能しなかったと思うんです。

それも教訓と言えれば教訓になるのかなとは思いますが、細かい話かもしれないんで。今、確かに神田委員がおっしゃるとおり、ここあっさりし過ぎだなというふうには思うんですが、そこも可能だったら入れたらどうかなと思いました。

○神谷会長 それでは事務局のほう、お願いします。

○片山核物質・放射線総括審議官 事務局の片山です。

今、岸本委員がおっしゃられたプロセスは、食品安全の世界のプロセスのことなので、やや放射線審議会で扱うのは、そのプロセスを経て、基準値ができた以降の話で扱うので、それ以前のプロセスがどうこうというのは、ややまたこれも放射線審議会の所掌を超える

かなというふうに思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

○甲斐委員 ただ、暫定規制値でチェルノブイリを受けて当時の安全委員会がつくっていたのは、確かに摂取制限の基準値ではなかったわけですね。あくまでも摂取制限を検討するための目安みたいな形でつくったわけですけど。ですから、それは暫定で取り入れたと。そこで厚生労働省、食品安全委員会が中心となって、じゃあどうあるべきなのかというのがさんざん、けんけんがくがくの議論が2011年8月ぐらいから始まったわけです。

それで11月からですか、審議会で諮問した上で12月にこういう決まっていくわけですけど、ですから主要な論点は記載があってもいいのかなと、先ほど片山審議官は確かにこのマターではないとおっしゃられたんですけど、非常に大事な側面ではあるので、少なくとも暫定規制値というのが、もともとの暫定規制値がどういう意図でつくられたのかというのは、もう少し補足しておいて、その上でそれは暫定なものであって、変えるだけの理由はどういうところにあったのかという目的が違うからなのか、それとも数値が不十分からなのか、それとも十分に摂取制限するには検討が行われていなかったからなのか、いろんな論点があったと思うんです。

そういった論点だけでも整理した上で、こういうふうに移行してきたんだというのは、改めて記載してもいいのかなと。社会的には単に安全安心のために変えたんだという説明しますけど、少し私は違うように思っているんですけど、そういった意味でどこまでこの審議会のマターなのかというのは、ちょっと審議官と意見が違うかもしれませんがこれも。

○神谷会長 どうぞ。

○片山核物質・放射線総括審議官 恐らく放射線審議会に諮問をされた時点で、諮問側からその点については説明があったはずですので、そこを調べた上で補充すべきものがあれば補充をするというふうに対応したいと思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうでございませうか。

どうぞ。

○岸本委員 教訓のところの14ページの最後のポツのところ、「事故が起きた当初、データが十分ない中で、一定のシナリオを置いて技術的基準を策定することは当然の対応で

あるが」という記述があるんですが、1回、我々大きい事故、経験してしまった以上、やはり事前にある程度パターンを予想して基準値をつくっておくべきというのは、まず第一にある。

あるいは、福島事故後に慌ててつくった基準を、それが正しいのかというか、もっと合理的なものかということを見直して、用意しておくというのが第一で、それでも想定外のことが起きたときに、十分なデータがない中で、一定の仮定・シナリオを置いて、基準を策定するということはあるんで、これ準備なくて当然だみたいな記述になっているのは、教訓としてはあまりよくない書き方かなと思いました。

○神谷会長 事務局、どうぞ。

○片山核物質・放射線総括審議官 事務局、片山です。

この事故を原子力施設の事故というふうに考えた場合には、原子力災害特別措置法に基づいて、初期段階での運用上の介入レベル、OILというのは設定をされています。じゃあ具体的にどういう事故なんだというのは、起きてみなければ、どういう核種がどの程度出る事故なのかというのは、確定をしません。

ある意味、緊急時被ばく状況における初期段階でのOILは定まっていて、その後じゃあある種事故自体は鎮圧をされたけども、残った環境への影響というもの、つまり現存被ばく状況が具体的にどういうものなのかということの評価した上で、次の対応は個別に決めていかざるを得ないという面というのは、これは常にあるというふうに思っています。

そういう意味で、これ以上ある種書きようがないということではないかというふうに、事務局としては思っておりますが。

○甲斐委員 今おっしゃられたOILを中心とした将来の事故に備えた基準、そういったものの考え方、それはある意味では準備ということですから、備えですから、そこはこういうふうになっている。しかし現実に起きてしまえば事故というのは非常にユニークだから、その事故の状況に応じて見直しをして考えていく必要性があると、そのような記述はあってもいいのかもしれませんが。先ほどの岸本委員に応えるためにはですけど。

○神谷会長 いかがでしょうか。

○片山核物質・放射線総括審議官 その趣旨をちょっと冒頭のところに追加をするように工夫をします。

○神谷会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

先生方から非常に活発な、有益な御意見をいただきました。

基本としては、取りまとめの方針そのものは堅持させていただくということで、基本的には事実をきちんと把握すると。それに基づいて教訓を抽出する。さらに、最終的には放射線審議会でどういう立場でこれから議論していくかというのを示すということになると思います。

その中で、今日御指摘いただいた一番大きな点は、運用に関してもう少し具体的な事象を記載して、その中で我々、実際にどういう対応が行われて、どういう結果が得られたかというようなことも含めて、事実関係を把握しようと。その中から学ぶべき教訓を抽出していこうと。より具体的な例を示してまとめたらどうかということだったというように思います。

これから先生方の御意見をもとに、事務局のほうで資料を集めていただきますし、それから、各委員の先生方、御意見いただいた先生方とも直接連絡をとらせていただいて、御意見をより明確にさせていただいて、それに基づいた作業を進めたいと思います。それに当たっては、今日も御同意いただきましたが、委員の先生方の積極的な御協力をいただくということで、作業を進めていただきたいと思います。

また、その資料がまとまった段階で、もう一度この総会の場で御議論をいただいて、それで最終的に取りまとめるとさせていただけたらと思います。

それでは、非常に活発な御議論をいただきましたので、少し時間が押しておりますが、次の議題3、その他について議論いただきたいと思います。

それでは、議題3のほうに入らせていただきます。議題3は、まず前々回の資料について一部修正があるということでございます。これについて資料142-3号について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤放射線防護企画課長 142-3号でございます。

本件は、過去においてこの委員会で御提出した資料の事実関係をまとめた資料ですけれども、その事実関係でやや混乱していたということがあって、必ずしも正しく記載されていなかったものですので、そこのところを修正させていただきたいというものでございます。

それで資料ですけれども、これは第140回ということですので、今年の3月の資料であります。資料はタイトルが書いていますけれども、「東電福島事故に関する放射線防護の基準リスト」ということで、今御議論いただいたものの最初のころの議論で、事故後に策定された基準というのはどういうものがありましたかというのをまとめたものであります。

その中で、消してある字とか、それぞれにありますけれども、ヨウ素の服用基準値についての記載が、当時の資料をいろいろと当たっていると、幾つかの種類の文書が発出されて、それが指示の文書なのか、あるいは助言の文書なのかというところが、少し正確に記載していなかったものですので、その部分について改めてより正確を期す書き方にさせていただきます。

具体的にはヨウ素の服用基準値というものでありましたけれども、服用するための基準値というよりは、服用する際の服用量とか、服用方法についての内容ということでございました。

根拠となったものについては、その資料の右側の欄にありますけれども、当時の原子力安全委員会から緊急技術助言組織というものがあって、そこからの助言内容をもとに、記載していくというものでございますので、内容としては原子力安全委員会が原災本部に対して、避難区域からの入院患者及び残留者の避難時におけるヨウ素の投与について助言した内容というものでありまして、それについては過去に安全委員会がまとめたものを踏まえたものということで、具体的な基準の概要ということではないですけれども、助言した内容としては避難区域の入院患者、残留者のヨウ素の投与については服用量と服用方法、何回服用するのかというのを助言したものになっているということでございます。

というのが今回、正確性を期するために修正させていただきたいということと、それともう一つ上の欄のスクリーニングレベルについては、これはもう本当にポカのケアレスミスでございますけれども、IAEAの発出した文書の年代を間違えていたということでございまして、以上2点の部分について修正させていただきたいということで、お詫びも含めてどうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

第140回の資料に事実誤認があったということですが、この件について委員の先生方から御意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局はホームページに掲載されている資料を修正するようにしてください。

○佐藤放射線防護企画課長 承知いたしました。

○神谷会長 ありがとうございます。

それでは、以上が予定している議事でございますが、委員の先生方から何かございます

でしょうか。よろしゅうございますか。

活発な御意見をいただいて、非常に有意義な審議会だったと思いますが、それでは本日はこれで終了したいと思います。

次回以降の検討スケジュールについて、事務局から連絡事項、ございますでしょうか。

○佐藤放射線防護企画課長 次回の開催につきましては、また別途、この作業がたくさんありますので、調整させていただいた上で御連絡させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○神谷会長 ありがとうございます。

以上で審議会のほうは終わらせていただきますが、繰り返しになりますが、委員の先生方におかれましては、非常に活発な御議論ありがとうございました。また、傍聴者の皆様方におかれましては、円滑な審議の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、放射線審議会第142回の総会を終了いたします。ありがとうございました。